

補償内容のご説明

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等
傷害後遺障害	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額を限度とします。	<ul style="list-style-type: none"> ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ●妊娠、出産、早産または流産 ●脳疾患、疾病または心神喪失 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの(傷害後遺障害保険金のみ) ●自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など
治療・救済費用保険金	<p>次に掲げる費用のうち現実に支出した金額をお支払いします。ただし、社会通念上妥当な額とし、ケガまたは病気等の事由の発生1回につき、治療・救済費用保険金額を限度とします。</p> <p>【治療費用部分】 被保険者が以下の①~③のいずれかに該当したことにより、以下のア.~キ.等の費用^(※1)のうち被保険者が治療のために現実に支出した金額^(※2)をお支払いします。ただし、①に該当した場合は事故の発生の日からその日を含めて180日以内、②または③に該当した場合は医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用にかぎります。</p> <p><お支払い対象となる場合></p> <p>■傷害治療費用</p> <p>①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、医師の治療を受けた場合</p> <p>■疾病治療費用</p> <p>②責任期間中に発病した病気^(※3)または責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに発病した病気の原因が、責任期間中に発生したものに限り、</p> <p>③責任期間中に特定の感染症に感染したことにより、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p> <p>(※1) 国内外を問わず治療を受けた被保険者が病院等に直接支払う費用をいいます。ただし、健康保険・労災保険および海外における同様の制度等により直接支払う必要のない費用は除きます。以下同様とします。</p> <p>(※2) 社会通念上妥当な額とします。なお、カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療のために支出した金額は対象になりません。</p> <p>(※3) 責任期間開始前から発病していたと医師が診断した場合(既往症や持病)等は、被保険者の自覚の有無を問わず対象になりません。ただし、疾病に関する応急治療・救済費用をセットした場合、対象になることがあります。</p> <p>(注) 病気の原因の発生時期、発病の時期、治療を開始した時期等は医師の診断によります。以下、治療・救済費用において同様とします。</p> <p><お支払い対象となる主な費用></p> <p>ア. 医師または病院に支払った診察費・入院費等の費用</p> <p>イ. 義手および義足の修理費(ケガの場合のみ)</p> <p>ウ. 入院または通院のための交通費</p> <p>エ. 治療のために必要な通訳雇入費</p> <p>オ. 保険金請求のために必要な医師の診断書の費用</p> <p>カ. a. 入院により必要となった国際電話料等通信費 b. 入院に必要な身の回り品購入費(5万円を限度とします。) ただし1回のケガまたは1回の病気につき、a. b. を合計して20万円を限度とします。</p> <p>キ. 当初の旅行行程を離脱したことで必要となった当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費および宿泊費。ただし、払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引いてお支払いします。 など</p> <p>【救済費用部分】 被保険者が以下の①~⑥等のいずれかに該当したことにより、以下のア.~カ.等の費用のうち保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に支出した金額^(※1)をお支払いします。</p> <p><お支払い対象となる主な場合></p> <p>①責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、継続して3日以上入院した場合</p> <p>②責任期間中に発病した病気(妊娠、出産、早産、または流産に起因する疾病、歯科疾病は含まれません。により継続して3日以上入院した場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合にかぎります。</p> <p>③責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合</p> <p>④責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合</p> <p>⑤責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>⑥病気または妊娠、出産、早産、もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡した場合 など</p> <p><お支払い対象となる主な費用></p> <p>ア. 遭難した被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用</p> <p>イ. 救済者^(※2)の現地^(※3)までの航空機等の往復運賃(救済者3名分を限度とします。)</p> <p>ウ. 現地および現地までの行程における救済者の宿泊施設の客室料(救済者3名分を限度とし、かつ救済者1名につき14日分を限度とします。)</p> <p>エ. 治療を継続中の被保険者を自国の病院等へ移転するための費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃および治療費用部分で支払われるべき費用は差し引いてお支払いします。</p> <p>オ. a. 救済者の渡航手続費 b. 救済者・被保険者が現地で支出した交通費 c. 被保険者の入院・救済に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費等 ただし、治療費用部分で支払われる費用を除き、a.~c. を合計して20万円を限度とします。</p> <p>カ. 被保険者が死亡した場合の遺体処理費用(100万円を限度とします。)および自国への遺体輸送費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃等は差し引いてお支払いします。 など</p> <p>(※1) 社会通念上妥当な額とします。 (※2) 現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。 (※3) 事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。</p>	<p>【傷害治療費用部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ●妊娠、出産、早産または流産 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ●自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ●脳疾患、疾病または心神喪失 など <p>【疾病治療費用部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●妊娠、出産、早産または流産 ●歯科疾病 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など <p>【救済費用部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 (いずれも事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガにより死亡された場合を除きます。) ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為(責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡されたときを除きます。) ●麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ●妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病による入院 ●歯科疾病による入院 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病に関する心急治療・救済費用保険金	<p>次に掲げる費用のうち、現実に支出した金額をお支払いします。ただし、社会通念上妥当な額とし、病気等の事由の発生1回につき、300万円(治療・救済費用保険金額が300万円を下回る場合は治療・救済費用保険金額)を限度とします。</p> <p>【治療費用部分】 責任期間中に既往疾病の急激な悪化^(※)により医師の治療を受けた場合、治療・救済費用の【治療費用部分】に記載の保険金をお支払いします。</p> <p>【救済費用部分】 責任期間中に既往疾病の急激な悪化^(※)により3日以上続けて入院した場合、治療・救済費用の【救済費用部分】に記載の救済費用をお支払いします。</p> <p>(※) 海外旅行中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。</p> <p>(注1) 医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用にかぎり、また、住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)帰着後にかかった費用はお支払いの対象になりません。</p> <p>(注2) 下記の費用等はお支払いの対象になりません。</p> <p>◇旅行中も支出することが予定されていた透析、義手義足、ペースメーカー、車椅子等その他器具の使用に関わる費用 ◇温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用 ◇あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティック等の費用 ◇運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ◇臓器移植等およびそれと同等の手術等に関わる費用 ◇眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ◇毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用 ◇不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用 など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●責任期間終了後に既往疾病の治療を開始した場合 ●既往疾病の治療または症状の緩和を目的とする旅行であった場合 ●海外旅行開始前において、被保険者が渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合 など ○上記のほか、治療費用・救済費用それぞれについて、【疾病治療費用部分】および【救済費用部分】の保険金をお支払いできない事由を適用します。
疾病死亡保険金	<p>以下の①～③のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>①責任期間中に病気により死亡した場合</p> <p>②責任期間中に発病した病気または責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限りります。</p> <p>③責任期間中に感染した特定の感染症により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●妊娠、出産、早産または流産 ●歯科疾病 など
賠償責任保険金	<p>責任期間中に偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物(宿泊施設の客室、宿泊施設のルームキー、賃貸業者から被保険者または契約者が賃借した旅行用品等を含みます。)を壊したりしたとき等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額^(※)はありません。)。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、賠償責任保険金額を限度とします。</p> <p>(※) 支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。</p> <p>(注1) 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。</p> <p>(注2) 賠償金額の決定には、事前に当社の承認を必要とします。</p> <p>(注3) 示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、当社にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●被保険者の同居の親族、旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任^(※) (※) 次の損害に対する損害賠償責任はお支払いの対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(宿泊施設のルームキー、客室外のセイフティボックスのキーを含みます。) ・居住施設内の部屋、部屋内の動産(建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。) ・賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品 など
携行品損害保険金	<p>責任期間中に携行品が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合、携行品1つ(1個、1組または1対)あたり10万円(保険の対象が乗車券等である場合は合計して5万円)を損害額の限度として、時価額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします(免責金額^(※)はありません。)。ただし、携行品損害保険金額をもって、保険期間中のお支払いの限度とします。なお、携行品損害保険金額が30万円を超える場合で、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による保険金の支払額に関して限度額が設定されているとき、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中のお支払いの限度とします。</p> <p>(※) 支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。</p> <p>(注1) 「携行品」とは、バッグ、カメラ、時計、衣類、旅券等、被保険者が責任期間中に携行する被保険者所有または被保険者が旅行前に旅行のために無償で借り入れた身の回り品をいいます。ただし、居住施設内(居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。)にある間、携行しない別送品および下記のものは保険の対象に含まれません。</p> <p>◇現金、小切手 ◇クレジットカード、自動車・原動機付自転車以外の運転免許証、定期券 ◇コンタクトレンズ、義歯 ◇船舶、自動車、原動機付自転車 ◇動物、植物 ◇稿本、設計書 ◇商品もしくは製品等 ◇業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等 ◇データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 ◇危険な運動(ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー(搭乗等)を行っている間のその運動のための用具およびウィンドサーフィン、サーフィン等の運動を行うための用具 など</p> <p>(注2) 「時価」とは同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。</p> <p>(注3) 旅券の損害については、1回の事故につき5万円を限度として、発給費用(宿泊費・交通費等を含みます。)をお支払いします。</p> <p>(注4) 自動車・原動機付自転車の運転免許証の損害については、国または都道府県に納付した再発給手数料をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害 ●携行品の欠陥、または自然の消耗、性質によるさび・変色、機能に支障をきたさない外観の損害 ●置き忘れまたは紛失 ●偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ●国等の公権力の行使。ただし、火災消防あるいは避難処置による場合や、空港等における安全確認検査等において手荷物にかけていた錠が壊された場合を除きます。 など
緊急費用保険金	<p>責任期間中に生じた予期せぬ偶然な事故^(※1)のため、被保険者が責任期間中に負担を余儀なくされた次の費用^(※2)を保険期間を通じて旅行事故緊急費用保険金額を限度としてお支払いします。ただし、か.身の回り品購入については、別途、旅行事故緊急費用保険金額の2倍を保険期間中のお支払いの限度とします。</p> <p><お支払い対象となる主な費用> ア. 交通費 イ. 宿泊施設の客室料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意、重大な過失または法令違反 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●地震、噴火またはこれらによる津波 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
旅行事故 緊急費用 保険金	ウ. 国際電話料等通信費 工. 渡航手続費(旅券印紙代、査証料、予防接種料等) オ. 被保険者が渡航先において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかったサービスの取消料、違約料 カ. 身の回り品購入費(航空機搭乗時に航空会社に預けた手荷物の目的地への到着が6時間を超過して遅れたときに、目的地への到着後、96時間以内に負担した費用にかぎり)など (※1) 予期せぬ偶然な事故は、公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行者(ツアーオペレーターを含みます。)により、その発生の証明がなされるものにかぎりです。 (※2) 社会通念上妥当な額とします。 (注) 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いしますので、事故、損害額の証明書類をお持ち帰りください。	シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害 ●妊娠、出産、早産または流産 ●歯科疾病 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等医学的他覚所見のないもの ●運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休 ●危険な運動(ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等)、自動車等の乗用具による競技・試運転、航空機操縦等を行っている間に生じたケガ など
航空機遅延 航空機 寄託手荷物 費用 保険金	航空機搭乗時に航空会社に預けた手荷物の目的地への到着が6時間を超過して遅れた場合、目的地への到着後、96時間以内に購入した衣類・生活必需品の費用およびやむを得ず必要となった身の回り品の費用を、10万円を限度としてお支払いします。 (注1) 手荷物が被保険者のもとに到着した時以降の費用は除きます。 (注2) 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いしますので、事故、損害額の証明書類をお持ち帰りください。	●故意、重大な過失または法令違反 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●地震、噴火またはこれらによる津波 など
航空機遅延 費用 保険金	被保険者が責任期間中に以下<お支払い対象となる主な場合>のいずれかに該当し、被保険者がそれぞれの地で現実に支出した次の費用 ^(※) を2万円を限度としてお支払いします。 (※) 社会通念上妥当な額とします。 <お支払い対象となる主な場合> ①搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 ②搭乗した航空機の遅延(被保険者が搭乗予定の航空機の出発遅延、欠航等または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更を含みます。)によって、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合 など (注) 上記①は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、②は乗継地において負担した費用にかぎりです。 <お支払い対象となる主な費用> ア. 宿泊施設の客室料、食事代、国際電話料等通信費、目的地において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかった旅行サービスの取消料 イ. 交通費(宿泊施設への移動に要するタクシー代等の費用または航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用) など (注) 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いしますので、事故、損害額の証明書類をお持ち帰りください。	●故意、重大な過失または法令違反 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●地震、噴火またはこれらによる津波 など
一時帰国 中 補償 特約	保険期間中に被保険者が一時的に帰国した場合であっても、旅行行程中とみなし、ご契約された傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、治療・救済費用保険金、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、疾病死亡保険金、賠償責任保険金をお支払いします。一時帰国中の補償期間は以下のとおりとします。 ①居住者…入国手続きをした日の翌日を起算日として30日間 ②非居住者…入国手続きをした日の翌日を起算日として90日間 (注1) 居住者・非居住者の判定は、「外国為替及び外国貿易法」の定義によることとし、次のとおり取り扱います。 ・居住者とは、その住所または居所を本邦内に有する者をいいます。 ・非居住者とは下記の者をいいます。 ア. 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 イ. 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 (注2) 帰国期間が上記期間を超える場合、超過日数に対してはお支払いの対象外となりますが、再出発の際は出国手続きを完了した時からその契約が自動的に有効となります。	

ご契約時における注意事項

<p><商品の仕組み> 海外旅行保険は、海外旅行総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。</p> <p><申込書のご記入にあたっての注意点(告知義務等)> ■申込書にご記入いただく内容は、当社が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。 ■ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。 (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。</p> <p><告知事項> この保険における告知事項は、次のとおりです。 ★被保険者の生年月日 ★旅行行程中に従事する職業・職務 ★現在の既往症や持病等の健康状態 ★現在の日本国外における居住(永住権または市民権を持って居住されていることをいいます。)の有無 ★他の保険契約等の加入状況</p> <p>■口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。 ■告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。</p> <p><死亡保険金受取人の変更について> 死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。また、企業等を死亡保険金受取人とする場合は、被保険者となる方に、この保険の加入についてご家族等に対し説明していただくようお願いいたします。</p>

<p><ご契約者以外に保険の対象となる方がいらっしゃる場合> ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご契約内容について、ご家族に対し説明していただくようお願いいたします。</p> <p><保険期間について> 保険期間は、旅行行程にあわせて設定してください。保険期間中でも、旅行行程開始前および旅行行程終了後に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p><保険料について> ■保険料は被保険者の年齢、保険金額、保険期間等により決定されます。なお、旅行先で危険なスポーツ(たとえばピッケル等の登山用具を使用する山岳登山・ハンググライダー搭乗等)等をされる場合は所定の割増保険料が必要です。あらかじめ所定の割増保険料をお支払いいただけない場合、保険金を減額することや、お支払いできないことがあります。最低保険料は1,000円です。ただし、ご契約内容によって異なる場合があります。 ■保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一時払等となります。</p> <p><ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について> 当社は、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正なお支払いを確保するため、保険契約や保険金請求に関する事項を一般社団法人日本損害保険協会へ登録します。損害保険会社等の間では、登録情報により、保険契約や保険金請求の状況について確認を行い、保険契約の存続または保険金のお支払いの参考とします。</p> <p><補償の重複について> 「賠償責任補償特約」「携行品損害補償特約」等を複数のご契約にセットされた場合は、補償に重複が生じることがあります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額を確認し、セットの要否をご検討ください。</p>

ご契約後における注意事項

<保険証券>

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約締結後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までご照会ください。

<契約締結後における留意事項(通知義務等)>

(1) 職業または職務を変更された場合

保険証券等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または当社までご通知いただく義務(通知義務)があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求いたします。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または額を職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除いたしますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(2) 住所または通知先を変更された場合

保険証券等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または当社までご通知ください。ご通知がない場合、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

(3) 上記以外のご契約内容の変更を希望される場合

ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または当社までご通知ください。

(4) 重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。))を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または当社までご通知ください。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

<解約と解約返れい金>

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社にお申し出ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご注意ください。

その他の注意事項

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

<複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合>

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券等の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

<個人情報の取扱いに関する事項>

当社は、保険契約に関する個人情報、保険契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外に利用しません。詳細につきましては、当社公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または当社までお問い合わせをお願いします。

<代理店の役割について>

取扱代理店は当社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

<用語のご説明>

このパンフレットにおいて、主な用語の定義は以下のとおりです。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
既往疾病	責任期間開始前に発病し、医師の治療を受けたことのある疾病をいい、妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病は含みません。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
テロ行為	政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
特定の感染症	コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、高病原性鳥インフルエンザ、赤痢等をいいます。
旅行行程	海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

お客さま向けインターネットサービス

マイページ

こんな便利な機能が使えます。 ◆契約内容・事故対応状況のご照会 ◆お取引のある代理店への保険相談

(注)マイページは、個人のお客さま専用のサービスです。また、マイページの各種機能は、ご契約の内容によっては対象外の場合があります。マイページについては当社公式ウェブサイトをご覧ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人 日本損害保険協会「そんぼADRセンター」】◆おかけ間違いにご注意ください。



0570-022808

<通話料有料>

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

【受付時間】平日:午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

【インターネットホームページアドレス】<http://www.sonpo.or.jp/>

<万一、事故にあわれたら>

■保険金をお支払いする事由が発生した場合は、ただちに当社または取扱代理店までご通知ください。保険金をお支払いする事由の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

■賠償責任補償特約をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず当社にご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に当社の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注)示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、当社にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

■被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち当社所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

■ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。当社・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

★このパンフレットは「海外旅行総合保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、ポケットガイド(ご契約のしおり・約款集)等をご覧ください。

なお、ご不明な点は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111
URL <http://www.sink.co.jp/>



株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111
URL <http://www.sompo-japan.co.jp/>



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3 TEL.0120(919)498
URL <http://www.nipponkoa.co.jp/>

お問い合わせ先